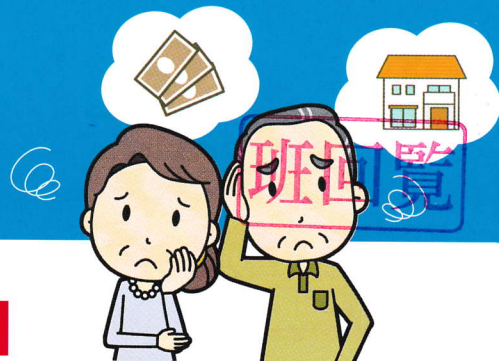


がけ地近接等
危険住宅移転事業を使って



土砂災害による 不安を解消しませんか？

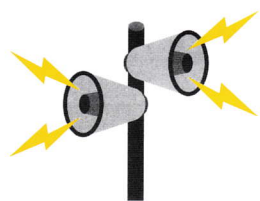
移転費用
最高

421[※]万円を補助します!!

- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
- 急傾斜地崩壊危険区域
- がけ地等



内にある
住宅にお住まいの方



土砂災害特別警戒区域等からの
移転を応援します!!



あなたの住宅は
大丈夫ですか？



※補助金額等の詳細については、
市町村窓口までお問い合わせください。

大分県

がけ地近接等危険住宅移転事業とは？

～土砂災害の心配のない安全・安心な暮らしを実現～

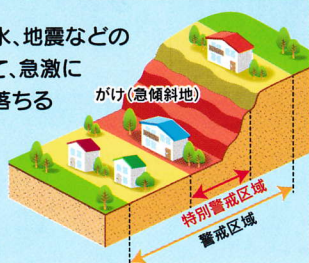
補助対象 1 のイメージ図



建物が破壊され、大きな被害が生じるおそれのある災害の例

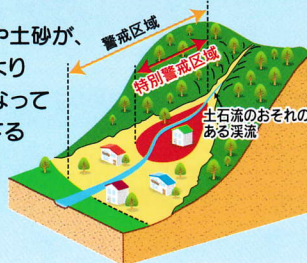
がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



地すべり

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



補助対象

下記の区域内にある現在お住まいの住宅の除却及び移転

- 1 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)
- 2 急傾斜地崩壊危険区域
- 3 条例で建築を制限している区域 (がけ地等)

補助内容

◎現在お住まいの住宅の除却費等 → 上限97.5万円

◎安全な地域への移転 (新築・購入) に要する費用
借入金の利子相当額 → 上限421万円

※補助金額については、市町村や年度によって異なる場合があります。

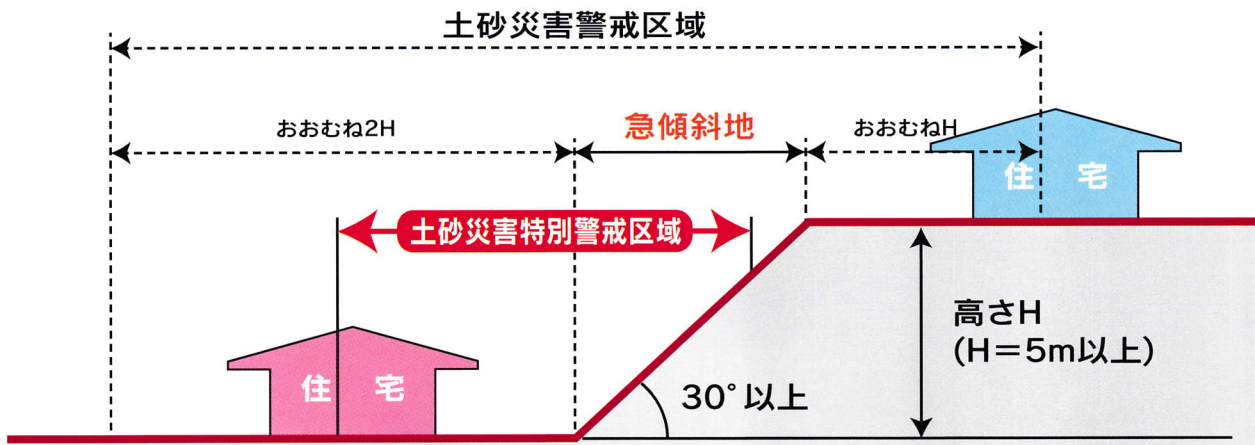
※市町村によっては、「同一市町村内の移転」などに限定される場合があります。



1

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

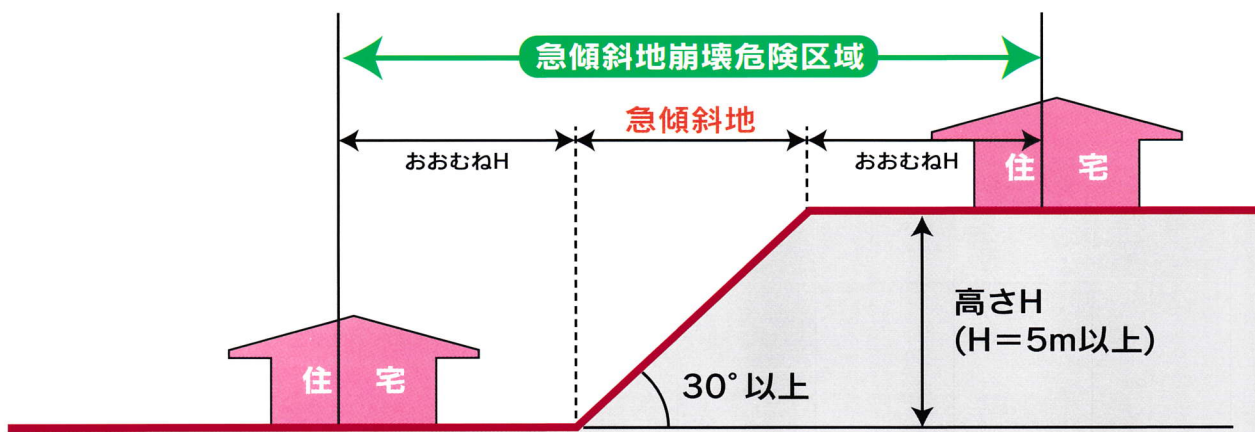


※図は急傾斜地の場合

2

急傾斜地崩壊危険区域とは

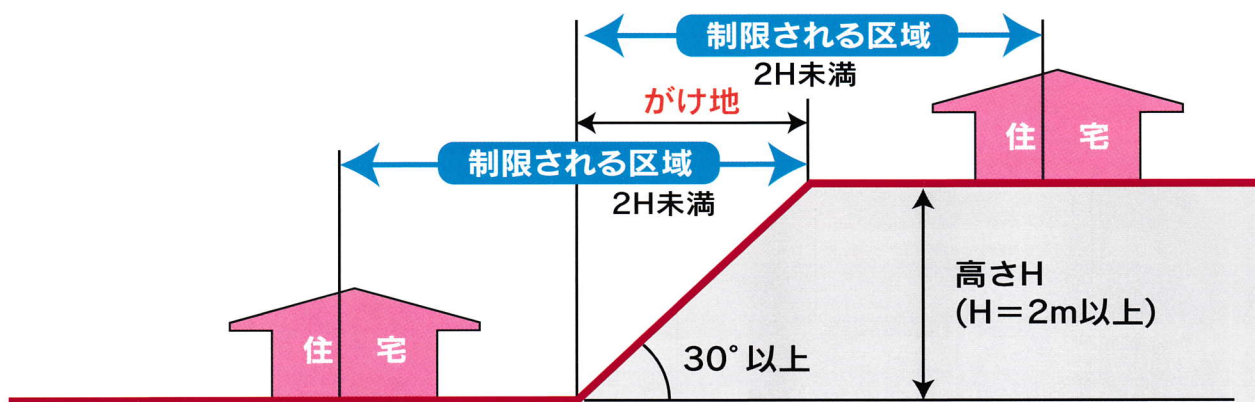
急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、土地の利用等を制限する必要がある区域



3

条例で建築を制限している区域(がけ地等)とは

建築基準法に基づき地方公共団体が条例で定めた区域で、がけに近接した建築物の建築を制限した区域



各市町村のお問い合わせ窓口

(令和4年度 現在)

市町村名	担当課	電話番号
大分市	開発建築指導課	097-537-5635
別府市	都市計画課	0977-21-1487
中津市	建築指導課	0979-62-9029
日田市	建築住宅課	0973-22-8226
佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574
臼杵市	都市デザイン課	0972-86-2711
津久見市	まちづくり課	0972-82-4111
竹田市	建設課	0974-63-1111
豊後高田市	都市建築課	0978-22-3100
杵築市	建設課	0978-62-1811
宇佐市	建築住宅課	0978-27-8182
豊後大野市	建設課	0974-22-1001
由布市	建設課	097-582-1111
国東市	財政課	0978-72-5165
姫島村	建設課	0978-87-2283
日出町	都市建設課	0977-73-3172
九重町	建設課	0973-76-3811
玖珠町	建設水道課	0973-72-7163

この事業を実施していない市町村がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。



大分県担当課

土木建築部 建築住宅課 指導審査班
土木建築部 砂防課 土砂災害防止対策班

TEL.097-506-4679
TEL.097-506-4634